

◆（加納重雄君） 私は、公明党横浜市会議員団を代表して、本市会定例会に上程されている議案のうち、市第107号議案横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の一部改正、市第122号議案横浜みなとみらいホールの指定管理者の指定、市第131号議案平成23年度横浜市一般会計補正予算（第6号）に関連して、林市長及び山田教育長に質問をいたします。

まず初めに、市第107号議案横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の一部改正についてお伺いいたします。

企業立地促進条例は制定から8年が経過しました。条例が制定された平成16年当時は、大手電気メーカーが市外に移転し、市内の取引先や雇用に大きな影響が出ると話題になったことを記憶しております。また、みなとみらい21地区の開発が思うように進まないなど、企業立地をめぐる本市を取り巻く状況も大変厳しい状況にあったと思います。こうした状況を打開するため、企業立地を促す思い切った施策としてこの条例が制定されたと認識しています。その後、平成21年に当時の課題に対応した施策を盛り込んで条例が改正されました。このような変遷を経て、税収効果を初めとしてこの条例がさまざまな効果をもたらし、制度創設の果実が見え始めてきたと評価するところです。

そこで、平成21年に改正したポイントと考え方についてお伺いをいたします。

この条例を効果的なものとし、実際の企業誘致につなげていくためには、これまでと同様、現在の経済情勢に応じた改正をすべきと考えます。この条例には当初からその目的として市民雇用の増大と市内企業の事業機会の拡大がうたわれていますが、まさしくこれが今切実な問題となっております。私の周りでも、働きたくても働く場所がないという声や、企業経営者の方からは雇用を維持できるだけの仕事がないという話を聞きます。企業誘致により雇用が生まれ、市内企業に仕事が回ることでまさしく今切実に望まれていることだと考えます。

そこで、市民雇用の増大と市内企業の事業機会の拡大という条例の目的を達成していくため、どのような改正を行っていくのか、お伺いをいたします。

人口の減少と高齢化の進行の中で、横浜経済の活性化だけではなく、増加する行政需要に対応する財源を確保するという観点でも、企業立地を促すこの条例の果たす役割は重要になってくると考えております。このたび12月末と1月に、京浜臨海部ライフインノベーション国際戦略総合特区、環境未来都市、さらに特定都市再生緊急整備地域の指定を相次いで受けたことは大変喜ばしいことですが、このようなことも今後の企業誘致に大きなメリットとなるのではないのでしょうか。

そこで、今後の企業誘致推進に向けた市長のお考えを伺います。

次に、市第122号議案横浜みなとみらいホールの指定管理者の指定についてお伺いをいたします。

横浜みなとみらいホールは平成19年度から、公募によって選定された指定管理者である公益財団法人横浜市芸術文化振興財団など、共同事業体が指定管理者として施設の管理運営を行っていますが、今年度末をもって5年間の指定期間を終了いたします。この議案は、現在の指定管理者を構成している団体の一つ、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団を平成24年度からの新たな指定管理者として指定しようとするものですが、今後の指定管理を議論するに当たって、まず、これまでの5年間における事業実績の検証や評価を踏まえた上で行う

べきであると考えます。

そこで、第1期指定管理期間における財団の事業に対して、市や外部委員による指定管理評議委員会はどのように検証、評価しているのか、お伺いをいたします。

横浜みなとみらいホールは横浜を代表する音楽ホールですが、一方で市民文化の振興という役割を担う文化施設でもあります。文化施設に指定管理者制度を取り入れたことにより、初めて浮き彫りになった指定管理のメリットやデメリットがあったと思います。

そこで、この5年間で踏まえ、指定管理によって得られた効果や今後解決しなければならないと考える課題は何か、お伺いをいたします。

平成24年度からの第2期指定管理期間は、指定管理者を公募し、指定期間を5年とするこれまでの指定管理者の選定方法ではなく、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団を非公募により単独指名し、指定期間も10年とする方法をとることによって、政策的、長期的な観点からの事業展開が可能になると聞いております。

そこで、第2期指定管理期間ではどのような事業が計画されているのか、また、その計画に対する市や外部委員による指定管理評議委員会の評価はどのようなものなのか、お伺いをいたします。

非公募かつ指定期間10年という長期間にわたり競争性のない指定管理の方法は、場合によっては事業のマンネリ化や自画自賛の自己評価につながりやすいという側面もあるのではないかとの声も聞いております。いずれにせよ、横浜みなとみらいホールの今後の指定管理にあっては、本市が目指す音楽分野での施策の実現という大きな分野を担うものと緊張感を持ち、効率的かつ公正な運営水準を維持し、より多くの市民の皆様に質の高い文化芸術体験を提供するよう要望いたします。そして、そのための指標は有料観客数の増加であると申し添え、次の質問に移ります。

次に、市第131号議案平成23年度横浜市一般会計補正予算（第6号）についてお伺いをいたします。

一般会計における今回の補正予算案は、78事業、約151億円の歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為や繰越明許費の補正と多岐にわたっているところです。中でも注目すべきは震災対策補正と経済対策補正です。東日本大震災の後、本市では数度にわたる補正予算の中で、防災資機材の整備等防災対策や放射線対策など必要な対策を迅速に実施してきました。今回の補正予算案では、我が党がかねてより強く要望しておりました市立学校の耐震対策を初めとする6事業、約30億円の震災対策を盛り込んでいるところです。

そこで、今回の震災対策補正の考え方について市長にお伺いをいたします。

次に、長引くデフレや円高の影響等により厳しい状況に置かれている市内企業への対応として、補正予算案では経済対策についても取り組んでいるところです。そこで、今回の経済対策補正の考え方について市長にお伺いをいたします。

本市の震災対策の中でも特に重要な施策の一つに市立学校耐震対策事業があります。そこで、市立学校耐震対策事業の増額補正についてお伺いをいたします。

昨年発生した東日本大震災では、地震に伴うさまざまな被害が発生し、地震の恐ろしさ、また、地震後における避難場所の重要性を再認識したところです。我が党はこれまで一貫して学校施設の耐震化率100%を目指し取り組んでまいりました。平成13年9月には党内に学校施設改善対策プロジェクトを、翌年8月には学校施設耐震化推進小委員会を設置し、国会議員と地方議員の連携で学校施設の耐震化に取り組んでまいりました。平成20年5月に発生した中国・四川大地震が耐震化を推進する上で大きな契機となり、翌年6月には地震防災対策特別措置法が改正され、学校耐震化の取り組みが一段と加速いたしました。しかし、現政権下では耐震化

予算が半減されることになり、学校耐震施策の減速が懸念されましたが、我が党は政府に対し再三の申し入れを行い、地域経済活性化の予備費を活用した耐震化工事が継続されることになりました。本市においては、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に、市立学校の耐震診断と補強工事にいち早く着手するとともに、その後も国の施策に呼応し全国をリードする学校施設の耐震化を推進してきたことは評価するものです。

震災後の避難場所として活用される学校については、耐震化率 100%を目指して、改めて耐震対策を最優先して行うべきと考えております。

そこで、市立学校の耐震に対する考え方について教育長にお伺いをいたします。

また、これまで学校の耐震については、過去に簡易耐震診断により補強不要と判定した建物の安全性を再確認し、早急に対応するよう要望してまいりました。簡易耐震診断については、耐震対策が必要な建物 28 棟とコンクリート強度確認が必要な建物 76 棟に整理されたわけで、耐震対策が必要な 28 棟については、現在設計中で、次年度に耐震補強工事を実施するとのことです。一方、コンクリート強度確認が必要な建物については現在調査中とのことで、設計基準強度に達していない建物が、1月末現在で全体の 76 棟の約 3 割に当たる 23 棟に達していると聞いております。2月末には全体の調査結果が出てくるわけですが、コンクリート強度が不足しているものについては至急再診断を行い、校舎の安全を確保するための対策を早急に行う必要があると考えます。

そこで、コンクリート強度の確認を行った後、どのように対応するのか、教育長にお伺いをいたします。

耐震対策について、本市の学校は全国的に見ても先進的に取り組んでおりますが、簡易耐震診断のみならず、学校全体の耐震対策を進め安全な学校にしていきたいと思っております。

そこで、簡易耐震診断の対応を含めた今後の市立学校全体の耐震対策について市長にお伺いをいたします。子供たちのために安全、安心な学校づくりを早急かつ着実に進めることを改めて強く要望しておきます。

最後に、市立学校空調設備設置事業についてお伺いをいたします。

中小企業への経済対策として各種事業が予定されておりますが、とりわけ本事業の補正予算は約 98 億円という大きな事業です。この事業は快適な学習環境の提供という目的だけではなく、市内中小企業への経済対策という意義もあると考えております。市内の多くの中小企業が非常に厳しい状況に置かれている中、昨年は整備手法の検討を行うとの市長の発言がありました。本事業は、約 500 校もの学校に3年間で空調設備を整備するという大規模な事業でありますので、整備手法については慎重に検討しなければなりません。また、今回の補正予算では 240 校の工事予算が計上されています。当初 140 校の計画でしたが、多くの学校に計画よりも早く空調設備が導入されることについては評価するものです。

さて、この工事については、昨年第1回定例会で私から本事業における市内経済の活性化について市長の見解をお伺いした際に、可能な限り市内企業に対し受注機会を提供するとの答弁がありました。横浜市中企業振興基本条例が施行され、多くの市内業者が工事を受注できるような発注方法が重要となるところです。

そこで、整備手法及び発注方法についてはどのように考えているのか、市長にお伺いをいたします。

さらに、これも昨年第1回定例会で要望したことですが、今回の事業で設置された空調設備もメンテナンスが必要であり、長い期間正常に運転するためには適切な維持管理が不可欠です。その維持管理業務をどのように発注していくのかは地域経済の活性化には重要な視点であると考えます。

そこで、空調設備の維持管理についてどのように考えているのか、市長にお伺いをいたします。

本事業は、子供たちへの快適な学習環境の提供とともに、市内経済活性化につながる非常に重要な事業であると考えております。子供たちのためにも、着実な事業の実施とより多くの市内中小企業の振興が図られるよう要望し、公明党横浜市議員団を代表しての私の質問を終わります。(拍手)

◎市長（林文子君） 加納議員の御質問にお答え申し上げます。

市第 107 号議案について御質問いただきました。

平成 21 年に改正したポイントと考え方についてですが、平成 16 年に制定した条例により賃貸業務ビルの建設が進んだため、これらのビルへの入居を促進することに重点を移し、賃貸業務ビル建設への助成からテナントに入居する企業への助成に転換しました。また、厳しい財政状況を考慮して助成金上限を 50 億円から 20 億円に引き下げるとともに、急激な社会経済環境の変化にも的確に対応できるよう、適用期間を 5 年から 3 年に短縮しました。

市民雇用と市内企業の事業機会の拡大のために行う改正についてですが、市民雇用の増大を図るため、事業の開始から 3 年後の市民雇用者の増加数に応じて助成金を上乘せする制度を新設します。また、認定企業の建設投資における市内企業への発注を促すために、市内発注実績に応じて助成金を上乘せする制度もあわせて設けます。

今後の企業誘致の推進に向けた考え方についてですが、福祉や子育てなどの市民サービスを充実させるためには経済の活性化が不可欠であり、市内中小企業の成長支援とともに企業誘致の推進を施策の二本柱にして進めています。その企業誘致の大きな追い風となるのが今回の国際戦略総合特区を初めとするトリプル選定でございます。これらのメリットである規制緩和、税制支援、財政支援などを企業誘致にもフルに活用していきます。今後も条例に加え、横浜の持つ総合力を生かしながら、私が先頭に立って市役所一丸となって誘致活動を進めてまいります。

市第 122 号議案について御質問いただきました。

横浜みなとみらいホールの第 1 期指定期間の事業に対する検証や評価についてですが、行政評価、外部評価において事業や運営、収支など 5 つの項目で検証した結果、すべて標準以上の評価がなされています。

指定管理によって得られた効果についてですが、毎年度事業評価を実施し、達成度や課題を確認することで質の高い事業実施に向けた改善が図られたこと、コスト意識を高めた運営につながられたことなどが挙げられます。また、課題につきましては、特に高い専門性が求められる横浜みなとみらいホールにおいて、国際的なオーケストラなどの公演の準備や専門性の高い人材の育成には、より長期的な視点に立った計画が必要であることなどが挙げられます。

第 2 期指定管理期間における事業内容についてですが、10 年という長期的な指定期間を生かし、音楽に親しむ市民の層が広がるような事業、また世界でもトップレベルの芸術家の公演など、さまざまな事業が提案されています。また、事業計画に対する評価についてですが、専門文化施設としてのポテンシャルを最大限発揮していくことができる事業計画であり、外部委員で構成される指定管理評議委員会では、現実的かつ意欲を感じる適切な内容であるとの評価を受けています。

市第 131 号議案について御質問いただきました。

今回の震災対策補正の考え方についてですが、本市では震災直後から補正予算を編成するなど必要な対策にスピード感を持って取り組んできました。今回の補正予算でも、児童生徒の安全を確保する学校の耐震補強工事や大規模災害時の消防団活動に必要な機材整備などを、国の 3 次補正による財源も活用し、少しでも早く進

めることにしました。

今回の経済対策補正の考え方ですが、震災や円高などの影響により市内中小企業の皆様は依然として厳しい状況に置かれています。そこで、道路修繕や公園施設の改良工事など施設などの長寿命化に役立ち、中小企業の仕事にもつながる本市単独の公共事業を追加することにいたしました。さらに、年度切りかわり時の発注量の減少を防ぎ、新年度早々に前払い金などを支払えるようにするため、いわゆるゼロ市債も設定するなど、市内中小企業への支援をできる限り盛り込んだ補正予算といたしました。

簡易耐震診断の対応を含めた今後の市立学校全体の耐震対策についてですが、再診断の結果、補強工事が必要とされた建物については最優先で対応していきます。これ以外の 50 平米以上の建物についても、計画どおり平成 27 年度までに着実に対策を実施します。

市立学校空調設備設置事業における整備手法についてですが、平成 23 年度の空調設備設置工事を進めていく中でノウハウが蓄積されたこと、市内部の執行体制を見直したことなどにより、直接施工による年間の整備可能な校数がふえたことから、PFIを導入せずにすべて直接施工で行うことにしました。また、その発注方法についても、横浜市中小企業振興基本条例の趣旨に基づき、なるべく多くの市内中小企業に受注機会を提供できるよう工事を分離分割発注としております。

空調設備の維持管理についても、可能な限り市内中小企業に発注して受注機会を提供していきたいと考えております。

残りの質問については教育長より答弁させていただきます。

◎教育長（山田巧君） 市第 131 号議案について御質問をいただきました。

市立学校の耐震に対する考え方についてでございますが、優先度の高い校舎から順次耐震対策を実施してきております。昨年 4 月 1 日時点での 2 階建て以上、あるいは床面積の合計が 200 平米を超える棟の耐震化率は、市立学校全体で約 96% でしたが、平成 23 年度に実施をいたしました耐震補強工事及び再診断の結果、新たに補強が必要と判断された棟を考慮いたしますと、約 95% の耐震化率となっております。新たに耐震補強が必要と判断された棟について、早期に安全性を確保するため今回の補正予算に計上いたしまして実施をしたいと考えているものでございます。

コンクリート強度の確認後の対応についてでございますが、現在、御指摘がございましたように、調査が必要な 76 棟についてコンクリート強度を調査中でございまして、ことし 1 月末現在で、設計基準強度に達していない棟が 23 棟あるとの中間報告を受けてございます。強度が不足している校舎については、今後耐震診断を実施し必要な対策を行ってまいります。